

2026文議第239号
令和8年6月2日

文京区議会議員 殿

文京区議会議長
市村 やすとし

請 願 の 付 託 に つ い て

今般受理した請願については、別紙のとおりそれぞれ
所管委員会に付託いたします。

委員会別付託請願一覧

委員会	受理 番号	件 名
総務区民 (3件)	第1号	場外馬券売り場（後楽園オフト）の撤去を求める請願
	第2号	公正な再審法改正実現について、国に意見書の提出を求める請願
	第3号	文京区のペットの「同行避難」「同伴避難」を巡り、避難所のケージの備蓄において犬と猫を差別せず、猫用も備蓄するとともに全体の数も現在の165個から増やすことを求める請願
厚生 (1件)	第4号	新型コロナワクチン接種による健康被害の救済を求める請願
建設 (4件)	第5号	区民参画の充実・強化を通じて安心・安全を目指す「文の京」まちづくり基本条例（仮称）の検討に向けた研究を求める請願
	第6号	桜蔭学園隣接地に高層マンションが建設される問題への対応を含め、「文の京」の教育環境の維持・保全を求める請願
	第7号	桜蔭学園隣接地に高層マンションが建設される問題を教訓に、「文の京」の教育環境を保全しつつ、レジリエンスある防災まちづくりを同時に推進する「開発指導要綱」の研究を求める請願
	第8号	電動アシスト自転車購入補助制度の創設を求める請願
文教 (4件)	第9号	教員の多忙化を解消するための教員増と更なる少人数学級実現を求める請願
	第10号	オーガニック給食の実現を求める請願
	第11号	竹早公園・小石川図書館一体的整備に関する「第2回ミーティングでの論点説明に対する質問・回答(後日受付分)」公開から10カ月経つことから検討状況を区民に説明するよう求める請願
	第12号	小日向台町小学校等建替えに係る見直しと今後の小中学校建替えにおけるプール設置の長期ビジョン策定を求める請願

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和8年5月29日 第1号
件 名	場外馬券売り場（後楽園オフト）の撤去を 求める請願
請 願 者	文京区本駒込5-15-12 新日本婦人の会文京支部 支部長 小竹 紘子
紹介議員	板倉 美千代
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	総務区民委員会

請願理由

文京区は、東京都への後楽園競輪再開に断固反対する要請文の中で、「文京区は、鷗外、一葉、漱石をはじめ多くの文人が住み、作品の舞台となった歴史と文化のまちであり、東大をはじめ多くの学校が所在する教育のまちに競輪はふさわしくない」と述べています。私たちは、私たちの住むまちをギャンブルのあるまちとして継続させたくありません。

ギャンブルは法で禁じられています。国は公営ギャンブルの収益を、公共事業や地方自治体のための財源としています。賭博が違法である一方で、公営賭博は法律による特別の許可と「公益性」があるとして特別法によって例外的に合法化されています。

ギャンブル等依存症問題啓発週間（5月14日～20日）を前に公益社団法人「ギャンブル依存症問題を考える会」が公表した実態調査によると、当事者で「現在も死にたい」という気持ちがある人は13.9%、「過去に死にたかった」は38.5%です。

調査結果を受け同会は「ギャンブル依存症は誰でもなる可能性があり、病気として適切な治療なしには回復出来ません。現場には若者の自死の報も増えています。大阪のカジノが目の前に迫るなか、依存症対策は遅々として進んでいません」としています。

ギャンブル依存症対策の超党派国会議員連盟の勉強会が11日、衆議院第一議員会館で開かれ、ギャンブル依存症によって家族を失った自死遺族会の人たちが「ギャンブルは死につながる」と依存症対策の強化を求めました。

公益社団法人「ギャンブル依存症問題を考える会」の田中紀子代表は、「わが国のギャンブル行政はこのままでいいのか」「まずはクレジットカードなど借金決済でのギャンブルを禁止に。世界の流れです」と規制を求めました。

公営競馬、勝ち馬投票券の販売を中止し、純粋にスポーツとしてのみおこなうことを、「文の京」文京区から提案してください。

場外馬券売り場の撤去とともに、関係各方面に撤去を働きかけてくださるよう請願致します。

請願事項

- 1 場外馬券売り場（後楽園オフト）を撤去してください。
- 2 中央競馬場外勝馬投票券発売所の撤去を関係各方面へ働きかけてください。

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和8年5月29日 第2号
件 名	公正な再審法改正実現について、国に意見書の提出を求める請願
請 願 者	文京区湯島2-4-4 日本国民救援会東京都本部気付 日本国民救援会文京支部 工藤 由一
紹介議員	小林 れい子 板倉 美千代
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	総務区民委員会

請願理由

再審法改正の世論は大きな盛り上がりとなり、国会において審議が始まりました。えん罪被害者の袴田巖さんが再審決定を受け、その後の再審裁判で無罪が確定したことが国民の中に強い衝撃を生み、再審法の改正は何としても実現しなければならないとの流れとなってきたことはご承知のとおりです。

国会では、法制審議会の答申を踏まえた「政府案」と「再審法改正議員連盟による議員立法案」を基にした対策の審議が進んでいます。

私たちは、今がチャンスだと感じています。この機を逃すとまたしばらく改正の機会が遠のく恐れがあり、だからこそ今改正の実現を望むとともに、そうであればこそ最善の改正を実現させたいと思います。

現在の審議に望まれる改正点で「証拠の開示」については、制限のない証拠の開示を規定することが重要であり、現状より後退させる案も示されていることを危惧します。

また非公開の再審請求審において「検察による不服申し立て」は、再審が開かずの扉と言われるほど、長期の時間を要した最大の欠陥であることを鑑みると、全面的に禁止することが必要です。検察官は再審公判の場で再度有罪の主張・立証ができる上、当事者でないのに不服申立権を認めることは上訴制度一般と整合しないとの強い批判があります。

全国の地方自治体では、再審法の改正を求める請願や陳情が審議され、住民の願いを受けた議員の皆さんの努力下、872自治体（4月7日現在）の議会が国に対する意見書を採択し、全自治体の過半数に迫ろうとしています。

文京区においても、区民がえん罪で苦しむ、などと言うことが決して起きないように、文京区議会が区民の人権を守る先頭に立っていただきたいと願います。

再審とは、罪を犯していないにもかかわらず、有罪判決を受け、犯罪者として法の制裁を受けている、えん罪被害者を救済するために、裁判のやり直しを認める制度のことです。日本国憲法の人権思想に基づいた再審法改正・整備が強く求められています。

改正すべき点は第一に通常裁判における証拠開示のルールと同様に、再審裁判においても証拠開示の規定を明文化する必要があります。現在はその規定がない下で、えん罪被害者に有利な証拠が検察・警察の下にあるにもかかわらず、開示されないことによって、再審請求ができずまた再審決定に至らない事態が横行しています。

改正すべき第二には、検察官の不服申し立てを禁止することです。検察官は再審決定がされたならば、その後の再審公判の場で十分審理を尽くすことができます。入り口である「再審請求審」で不服を申し立てる必要はありません。

第三に、以上の二点を中心に日本国憲法の人権思想に基づいた再審法整備が至急行われることが求められています。

請願事項

文京区議会におかれましては以下の項目について国に求める意見書を提出していただくようお願いいたします。

- 1 再審請求では警察官、検察官はすべての証拠を開示すること
- 2 裁判所の再審開始決定に対して検察官の不服申し立てを禁止すること
- 3 再審手続きを整備すること

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和8年5月29日 第3号
件 名	文京区のペットの「同行避難」「同伴避難」を巡り、 避難所のケージの備蓄において犬と猫を差別せず、猫 用も備蓄するとともに全体の数も現在の165個から増 やすことを求める請願
請 願 者	文京区千石4-35-16 「文の京」Future Design Initiative 屋和田 珠里
紹 介 議 員	板 倉 美千代
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	総 務 区 民 委 員 会

請願理由

文京区 HP の「人とペットの災害対策」のページ (ID : 89) を見ると「避難所の備蓄について」として、「文京区地域防災計画の避難所における動物飼養場所確保用物資は中大型犬用のサークルのみ備蓄しており、各避難所に 5 個、計 165 個です」と書いてあります。

しかし、犬と猫に限ってみれば、全国における猫の飼育数は犬の飼育数を上回っており、文京区においても同様の状況であると推察されます。


なぜ「中大型犬用のサークルのみ備蓄して」いるのか、区は正当な理由も合理的根拠も示さず、一方的に決め付けており、これは動物の立場から見れば猫を差別し、飼い主の区民から見れば猫を飼っている区民に対する差別とも言えます。

ペット用ケージは様々な大きさがあるものの、犬猫兼用で使うことも可能なタイプや、猫と小動物兼用で使えるタイプもあるのに、文京区の場合、「中大型犬用のサークルのみ備蓄」としており、行政としての怠慢にも映ります。

そこで、貴議会として、文京区のペットの「同行避難」「同伴避難」を巡り、避難所のケージの備蓄において犬と猫を差別せず、猫用も備蓄するとともに、全体の数も現在の 165 個からできるだけ増やすよう区長に働きかけていただきたく、下記を請願いたします。

請願事項

- 1 文京区のペットの「同行避難」「同伴避難」を巡り、避難所の備蓄ケージを「中大型犬用のサークルのみ」とすることで犬と猫を差別することを改め、猫用ケージも備蓄してください。
- 2 文京区のペットの「同行避難」「同伴避難」を巡り、避難所の備蓄ケージを「中大型犬用のサークルのみ」ではなく、犬と猫のどちらでも使えるような犬猫兼用タイプのケージも備蓄してください。
- 3 文京区における避難所のケージの備蓄数を「中大型犬用のサークル」に限定して 165 個とするのではなく、猫用あるいは犬猫兼用も含めてもっと増やしてください。
- 4 上記 1～3 に関連し、文京区の避難所におけるペットの備蓄ケージに関し、ケージの仕切り板やケージカバーも備蓄することを検討してください。

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和8年5月29日 第4号
件 名	新型コロナワクチン接種による健康被害の救済を 求める請願
請 願 者	
紹介議員	板倉 美千代
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	厚生委員会

請願理由

接種開始時に治験中であった新型コロナワクチンによって想定を超えた健康被害が出ています。国の健康被害給付予算は救済認定が激増して足らなくなり、当初予算の110倍になりました（合計約397億7000万円・令和5年度）。「予防接種健康被害救済制度」における死亡認定数も過去にない規模です。これまでの全てのワクチン（新型コロナワクチン除く）は約49年間で174件に対し、新型コロナワクチンは約5年で1,071件が死亡認定されています。文京区民にも健康被害が出ており、死亡一時金、障害年金、医療費などが認定されています。なお、救済制度への申請はハードルが高いことが指摘されており、これらの健康被害は氷山の一角とみられます。

新型コロナワクチンは、従来型のワクチンとは異なる「mRNA ワクチン」です。この「mRNA ワクチン」は、人類にはじめて使用された遺伝子ワクチン（遺伝子製剤）です。甚大な健康被害や中長期的な影響への懸念から福島県喜多方市（2025年）、青森県大間町・徳島県小松島市（2026年）で「mRNA ワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業中止を求める意見書」が提出されています。また現在、接種後死亡者遺族および健康被害者らによる「国に対する集団訴訟」も起きています。

「予防接種健康被害救済制度」への申請には、ワクチン接種後の体調不良に関する医療機関のカルテが必要です。医師法では、カルテの保存期間は5年です。そのため、2021年2月から始まった新型コロナワクチン接種で体調不良になり医療機関を受診した際のカルテは、2026年2月以降に破棄が始まっている可能性があります。電子カルテの普及率は、一般病院65%、一般診療所55%（令和5年・厚労省調査）で、紙カルテの所もまだ多いです。文京区民からは4年前の健康被害救済の申請が複数件行われており、5年を超えて申請が行われる可能性も十分想定されます。大阪府では「カルテの保存期間の延長を求める意見書」が全会一致で可決されています。意見書では、救済制度への申請が「無期限」であっても、診療情報が残っていなければ因果関係を示す資料が不足し、申請そのものが困難となる、あるいは資料不足を理由に否認される事態が生じる恐れもあることが明記されています。

日本では、医薬品による薬害が何度も繰り返されてきました（サリドマイド、スモン、薬害ヤコブ、薬害エイズ、イレッサなど）。長年にわたり薬害問題に取り組んでいる福島雅典京都大学名誉教授は今回の新型コロナワクチンを「未曾有の薬害」と指摘しています。将来的に国が薬害と認定した場合、接種当時の症状が分かるカルテがないと、当時の症状が証明できずに救済認定が困難になる可能性があります。2026年4月、筑波大学が新型コロナワクチンと「心筋炎」についての研究を発表しました。現在は原因不明とされるワクチン接種後の症状であっても、今後研究が進めば将来的に救済されるかもしれません。

文京区民16万人以上が「努力義務」とされた新型コロナワクチンを接種しました。医師や医療機関から国への「副反応疑い報告」数は67,000人以上あり、ワクチン史上最大の健康被害を出していることから見ても、将来的に薬害になる可能性も想定されます。救済できる区民は一人でも救済できるよう、区としての責任を果たして下さい。

以上のような観点から、文京区議会に対して下記の事項を請願いたします。

請願事項

- 1 新型コロナワクチンが将来的に薬害となる可能性も想定し、カルテが破棄されることによって接種した16万人以上の区民が将来にわたり不利益を被ることがないように、対策を行うこと。
- 2 区のホームページで、カルテの破棄が始まっていることや「予防接種健康被害救済制

度」への申請希望者は破棄になる前にカルテを入手するよう迅速に広報すること。

- 3 区報で、カルテの破棄が始まっていることや「予防接種健康被害救済制度」への申請希望者は破棄になる前にカルテを入手するよう迅速に広報すること。
- 4 新型コロナワクチンによる健康被害者救済のため、「予防接種健康被害救済制度」への申請に必要な令和 2～5 年度の特例臨時接種時のカルテや死亡診断書等の保存期間の延長を医師会や区内の医療機関に求めること。
- 5 新型コロナワクチンによる健康被害者救済のため、「予防接種健康被害救済制度」への申請に必要な令和 2～5 年度の特例臨時接種時のカルテや死亡診断書等の保存期間の延長を国に求めること。

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和8年5月29日 第5号
件 名	区民参画の充実・強化を通じて安心・安全を目指す 「文の京」まちづくり基本条例（仮称）の検討に 向けた研究を求める請願
請 願 者	文京区千石4-35-16 政治団体 みんなでみんなのまちづくり 代表 屋和田 珠里
紹介議員	金子 てるよし
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	建設委員会

請願理由

文京区には「自治基本条例」はありますが、「まちづくり基本条例」はなく、「区民参加」の仕組みはあっても、まちづくりにおける本当の意味での「区民参画」の仕組みは十分とは言えません。「パブリック・インボルブメント (PI)」とまではいかずとも、さまざまな開発・建設案件について構想の初期段階から区民が本当に「参画」できているとは言い難い実情があります。(※現状、説明会やワークショップ開催、パブリックコメントの募集等に限定されています)

本件を巡る「請願」審議においては、建築紛争解決のための取り組みなどに対し、「機能している」との評価もあるようですが、そうであるなら、なぜ建築紛争が繰り返し起こるのか合理的な説明がつきません。

問題の背景には、構想段階も含め「住民の声が制度的に届かない」「まちづくりにおける対話や合意形成の仕組みが整っていない」といった構造的な課題があり、ひとことで言えば本当の意味での内実が伴った「区民参画」の仕組みが十分に整っていないことに起因していると考えます。

この基本条例は、住民と行政がともに前向きにまちづくりに取り組むためのもので、どちらかに偏るものではなく、司法の判断を仰ぐような事態を招く前に、「対話」と「熟議」「合意形成」によって解決を図る仕組みを整えるものでもあります。

本請願における「条例」の趣旨は規制を強めるのではなく、区民と事業者と行政が、ちよっと考え方が違うとか異なることを以て「対話」を避けるのではなく、不要な「対立」を避けながら「対話」を通じて合意を築くための“共通の土台”としての仕組みを整えていくことであり、特に「区民参画」については、これまで参画しづらかった高齢者や障害のある方、子育て世代、子ども・若者を含む多様な区民にも開かれたまちづくりを可能にすることです。「文の京」にふさわしいまちづくりのあり方を立場の異なる関係者が共に考える仕組みを研究すべく、以下のとおり請願いたします。

請願事項

- 1 子どもや若者を含め幅広い地域住民が構想の初期段階から真の意味で「参画」し、「対話」を通じた熟議による合意形成ができるような仕組みを整えた、(仮称)「文の京」まちづくり基本条例の検討に向け、新たなまちづくりの手法等を調査・研究してください。

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和8年5月29日 第6号
件 名	桜蔭学園隣接地に高層マンションが建設される問題 への対応を含め、「文の京」の教育環境の維持・保全 を求める請願
請 願 者	文京区千石4-35-16 政治団体 みんなでみんなのまちづくり 代表 屋和田 珠里
紹 介 議 員	金子 てるよし
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	建設委員会

請願理由

桜蔭学園の隣接地に、「総合設計制度」を活用して20階建てのタワーマンションが建設される計画を巡り、桜蔭学園中学・高等学校の教育環境が悪化するとともに、防犯上も大きな懸念が出るとして司法判断を仰ぐ事態に発展しています。


マンション建設事業の所管は東京都ではあるものの、地元基礎自治体としてできることはたくさんあり、例えば中央区は「中央区の教育に関する基本条例」をつくり、教育環境の維持・保護に努めています。

「文の京」の教育環境を守るためには、公立・私立を分け隔てすることなく保護する必要があり、同時にレジリエンスある防災まちづくりも進めなくてはなりません。

そこで、貴議会において、桜蔭学園隣接地にタワーマンションが建設される問題への対応も含め、「文の京」の教育環境を維持・保全するとともに、防災まちづくりも同時に進められるような政策・施策を進めるべく、区長に働きかけていただきたく、お願いいたします。

請願事項

- 1 環境評価アセスメントの“教育環境版”となる（仮称）「文の京」教育環境アセスメントの仕組みを整えるべく、海外の事例を調査・研究してください。

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和8年5月29日 第7号
件 名	桜蔭学園隣接地に高層マンションが建設される問題を教訓に、「文の京」の教育環境を保全しつつ、レジリエンスある防災まちづくりを同時に推進する「開発指導要綱」の研究を求める請願
請 願 者	
紹介議員	金子 てるよし 海津 敦子
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	建設委員会

請願理由

桜蔭学園の隣接地に、「総合設計制度」を活用して20階建てのタワーマンションが建設される計画を巡り、桜蔭学園中学・高等学校の教育環境が悪化するとともに、防犯上も大きな懸念が出るとして司法判断を仰ぐ事態に発展しています。

マンション建設事業の所管は東京都ではあるものの、地元基礎自治体としてできることはたくさんあり、例えば中央区は「中央区の教育に関する基本条例」をつくり、教育環境の維持・保護に努めています。

「文の京」の教育環境を守るためには、公立・私立を分け隔てすることなく保護する必要があり、同時にレジリエンスある防災まちづくりも進めなくてはなりません。

そこで、貴議会において、桜蔭学園隣接地にタワーマンションが建設される問題を教訓に、「文の京」の教育環境を維持・保全するとともに、防災まちづくりも同時に進められるような政策・施策を進めるべく、独自の「開発指導要綱」をつくれぬか調査・研究するよう区長に働きかけていただきたく、下記を請願いたします。

請願事項

- 1 教育施設に隣接する土地での一定範囲、一定規模以上の開発に関しては教育環境を守るための特別な「開発指導要綱」を設けるべく、調査・研究してください。

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和8年5月29日 第8号
件 名	電動アシスト自転車購入補助制度の創設を求める請願
請 願 者	文京区千駄木2-23-7 東京土建一般労働組合文京支部女性の会 会長 青沼 菊江 外1127名
紹介議員	千田 恵美子
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	建設委員会

請願理由

物価上昇に対して賃金の実質的な伸びが追いつかず、多くの世帯で生活負担が増大しています。家計の厳しさは子育て世帯にとって特に深刻であり、負担を軽減する施策が求められます。実質賃金の低迷は厚生労働省の研究機関（労働政策研究・研修機構）の分析でも確認されています。

幼少期の子どもの送り迎えにおいて、電動アシスト自転車はすでに広く利用され、子育て世帯の移動手段として定着しています。坂道や重い荷物、子どもを乗せた際の負担を大きく軽減し、安心・安全な移動手段として評価されています。

文京区は台地と低地が複雑に入り組んだ地形で、区内には多くの坂道や斜面が存在します。このため非電動自転車では日常の移動が大きな負担となる場所が多く、電動アシスト機能は文京区的生活環境において重要な支援といえます。こうした地形的特性は区の資料（文京区景観計画）でも指摘されています。

文京区では、自転車用ヘルメット購入補助や点検整備・TSマーク取得への助成など、区民の安全確保を目的とした個人向け支援制度が実施されています。また、自転車シェアリング事業においては、電動アシスト自転車本体やバッテリー等の購入費について事業者向け補助も行われてきました。一方で、子育て世帯が日常生活で使用する電動アシスト自転車については、購入費や継続的な点検・修理などの維持管理費用に対する支援制度は設けられていません。近隣自治体の葛飾区では、幼児同乗用電動自転車等の購入費助成が実施されており、子育て世帯の負担軽減に資する先行事例となっています。

以上を踏まえ、学問・文化と子育てが共存する文京区においては、通学や習い事、保育園・学校への日々の送迎などに電動アシスト自転車が有効に活用されることから、購入費および定期的な点検・修理等のメンテナンス費用の一部を助成する制度を早急に設けることを強く要望します。安全対策に加え、移動と安全を継続的に支える施策を講じることは、子育て支援の一層の充実につながります。制度設計に当たっては、対象を子育て世帯に限定し、安全基準を満たす車種とすること、区内指定店舗での購入や整備を条件とするなど、他自治体の事例を参考にすることを提案します。

以上の理由により、請願事項の実現を強く求めます。

請願事項

- 1 子育て世帯の生活支援と安全な移動環境の確保のため、文京区において電動アシスト自転車の購入費および定期的な点検・修理等のメンテナンス費用に対する補助金制度を創設してください。

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和8年5月29日 第9号
件 名	教員の多忙化を解消するための教員増と 更なる少人数学級実現を求める請願
請 願 者	文京区本駒込5-15-12 新日本婦人の会文京支部 支部長 小竹 紘子
紹 介 議 員	千 田 恵美子
請願の要旨	次 頁 の と お り
付託委員会	文 教 委 員 会

請願理由

2024年度全国の小中学校の不登校児童数は過去最多を12年連続で更新しました。また、不登校の次年度継続率は75.2%と高い水準で、いじめ認知件数は76万9022件と4年連続で過去最多です。東京都の1000人当たりのいじめ認知件数は61.8%と全国平均を上回っています。いじめの認知件数は低学年ほど高い傾向があり少人数学級の実現は児童の発達心理の問題としても早急な手当てが必要です。

心身に重大な被害を受けた疑いがある「いじめ重大事態」も1405件と最も多く文京区においても同様の増加傾向で放置できません。文科省は「極めて憂慮すべき状況が継続している」としており、学校が安心して学べる場所・居場所でないことを明白に示しています。

不登校実態の背景には、競争的な教育のなかにおいて子どもに寄り添い声を受けとめる教員が極めて多忙であることにもあります。教職員の休職者も過去最多で、全国で7000人を超える精神疾患による教員休職者の存在など学校の深刻な実態が教職員不足に歯止めをかけられていないことを示し児童を取り巻く環境がさらに悪化する悪循環に陥っているといたっても過言ではありません。

さらに文科省は、障がいの有無にかかわらず、すべての子どもが共に学び多様性を尊重する社会を目指すインクルーシブ教育を目指しています。「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」において支援を必要とする児童生徒は小中学校で8.8%と発表されその増加傾向は現在も続いています。授業時間内の教室での個別配慮・支援が必要で、座席位置・コミュニケーション上の配慮、習熟度別学習における配慮、個別の課題の工夫などが求められており実施している小中学校は54.9%でした。支援が必要な児童は、小中学校の35人学級で3人程度と推測され早急に30人学級を目指して教職員の増員やそれに伴う教室数の確保は必須の課題となっています。

加えて、全国的な教員未配置の増加傾向は「教員になりたい人」の減少をうかがわせるものです。学校の「働き方改革」を掲げる教員給与特別措置法（給特法）は公立学校の教員に残業代を支給しない制度を温存し教員の働かせ放題の状況が継続され、「教員になりたい」と思えない実態を作り出しています。

教員の長時間労働是正や待遇改善にも結びつかない給特法を直ちにやめ教員の労働時間を正しく是正することは「学校が子どもの安心できる場所、より良く学べる場所」となるための必要条件です。何より教員を大幅に増やして多忙化を解消し教員が子どもの声をしっかりと受け止められる環境を作ることが急務です。


「文の京」総合戦略では人口推移を15年後の2038年まで増加すると見込み、年少人口も現在の29370人から37366人に増加します。小中学校の児童数が増えることは必然です。2025年9月1日現在で文京区立小中学校では、教員の欠員50名に対し正規1名・非正規44名の充当が行われましたが、未配置数5名と教員不足は明らかです。この配置数では、現場での新人教員育成にも苦慮が伴うと推察できます。過去にも年度途中で担任不在となり副校長が急きょ担任に入る事態が発生しました。文京区における人口動態を踏まえ教員配置が適切に行われるためにも余裕を持った配置数にすることは行政の責任です。

「少人数学級」は、「35人学級」の法改正により自治体独自が前倒しで促進する全国的な流れです。文京区でも独自の取り組みを進め教室数の確保を含め子どもたちの教育環境を整えることを強く望みます。「いじめ認知件数」が低学年において多いことを鑑みれば、せめて小3までは1クラス25名を目指すべきです。令和8年4月1日施行の「文京区こどもの権利に関する条例」に基づき一人ひとりの個性を生かし学ぶ権利を保障することは文京区の責任です。国を待たず文京区独自で少人数学級を進め東京都・文京区の文教予算

を教職員増員のために大幅増額することを強く要請します。

請願事項

- 1 教員「働かせ放題」を固定化する給特法に中止・反対するよう国・都に働きかけること。
- 2 都の責任で中学校 2 年生以上も 35 人学級にするよう都に求め、また、都の制度が整うまでの間、文京区独自で中学校 2 年生以上も 35 人学級にすること。
- 3 小・中・高の全学年で 30 人学級の実現を都に求め、文京区としても 30 人学級へ、そして小 3 までは 25 人の移行を開始すること。
- 4 都に対して学級数に対する教職員定数の配当基準を見直し拡充するよう求めること。

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和8年5月29日 第10号
件 名	オーガニック給食の実現を求める請願
請 願 者	
紹介議員	千田 恵美子
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	文教委員会

請願理由

日本の食料自給率は 38%ですが、種・肥料などの海外依存度を考慮すると「実質自給率は 9%」と東京大学の鈴木宣弘教授は試算します。そのような中、現在起きているホルムズ海峡封鎖の影響が世界中に広がっています。例えば、アメリカは中東から大量の化学肥料を輸入していたため、肥料不足に直面しています。アメリカで小麦、大豆、トウモロコシなどの生産が減少した場合、アメリカから多くの農産物を輸入している日本でも価格高騰もしくは輸入が困難になる懸念があります。

日本の農業で使われる化学肥料の原料は、ほぼ 100%海外からの輸入です。価格は 2020 年に比べて 2 倍近く値上がりしています。そのような状況の中、中国は化学肥料の輸出規制を強化し始めています。日本の米の備蓄量は、現在 15 日分（30 万トン）しかありません。海外からの輸入が止まれば、私たちは飢えてしまいます。今こそ、海外に依存しない「国内での循環型の食料自給システム」が必要なのです。有機農業は、化学的に合成された肥料や農薬を使用しません。環境と調和し、生物多様性を守り、持続可能な農業です。近年は、しっかり収量が上がる有機農業技術も広まってきています。

文京区のように農村地域のない都市部でも「学校給食で有機農産物を適正価格で買い上げる」ことにより、日本の食料自給率向上に貢献することができます。今、全国から大阪府泉大津市の取り組みが注目されています。泉大津市は、14 の自治体と「農業連帯協定」を結んでいます。その結果、泉大津市では学校給食で安心安全な食材が安定的に確保できるようになりました。また、価格においても市場価格に左右されず調達でき、さらに農家の所得向上にもつながっています。協定を結んだ北海道旭川市では有機農業事業者が 6 倍、耕地面積は 2 倍に増加するなど双方にとってプラスの効果が生まれています。日本の稲作農家の平均年齢は 70 歳を超えており、離農が深刻な問題となっていますが、学校給食という供給先があれば新たな参入者を増やすことが出来るのです。

近年、アレルギーやアトピーを持つ子どもの数が増えています。オーガニック給食を実現する自治体が全国で増えている背景には「子ども達に安全なものを食べさせたい」という保護者からの声があります。オーガニック給食を取り入れることで、病欠の子どもが減った、子どもの症状が緩和されたという事例も報告されています。オーガニック給食に積極的に取り組んでいる千葉県いすみ市は、首都圏エリアの住みたい田舎ランキング「子育て世代部門 1 位」になっています。まずは一品からでも、安心安全な国産の食材を使用するよう努めてください。

以上のような観点から、文京区議会に対して下記の事項を請願いたします。

請願事項

- 1 1年に一度以上、「オーガニック給食の日」を設け、可能な限り有機農産物を使用すること。
- 2 その実施を子ども達の食育・環境教育の一環として位置づけ、有機栽培の理念や方法を含め、食や環境、地域循環について学ぶ機会を広げること。
- 3 オーガニック給食を実現して効果を上げている千葉県いすみ市や大阪府泉大津市などの事例を研究して区の取り組みに活かすこと。

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和8年5月29日 第11号
件 名	竹早公園・小石川図書館一体的整備に関する「第2回 ミーティングでの論点説明に対する質問・回答(後日受 付分)」公開から10カ月経つことから検討状況を区民 に説明するよう求める請願
請 願 者	文京区千石4-35-16 「文の京」Future Design Initiative 屋和田 珠里
紹 介 議 員	千 田 恵美子 海 津 敦 子
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	文 教 委 員 会

請願理由

竹早公園・小石川図書館一体的整備を巡っては、令和6年12月14日に「第2回区民ミーティング」を開催し、その後、「第2回ミーティングでの論点説明に対する質問・回答（後日受付分）」を令和7年6月9日に区HPで公開してから10カ月余りが経ちますが、この間、区は一切の検討状況を明らかにしていません。

しかも、令和7年6月9日の「回答」公開において、具体的に丁寧な説明がされているならいいですが、実際は「回答」の56カ所で「今後検討してまいります」（うち33カ所において「具体的な進め方については、今後検討してまいります」）としており、また42カ所で「合意形成を図りながら」と書いておきながら、具体的な「合意形成」の手法やプロセスには一切言及していません。

「子どもの意見を聴くことは（についても）重要」というフレーズも5カ所で見られますが、この10カ月間、子どもたちから意見や要望を聴くことはしていませんし、子どもたちからの聴取方法についても区は沈黙したままです。

そこで、貴議会において、区が区民の「知る権利」に応え、行政としての「説明責任」を果たすためにも、竹早公園・小石川図書館一体的整備に関する「第2回ミーティングでの論点説明に対する質問・回答（後日受付分）」公開から10カ月経つ間の検討状況を区民に丁寧に説明するよう区長に求めていただきたく、下記を請願いたします。

請願事項

- 1 竹早公園・小石川図書館一体的整備に関する「第2回ミーティングでの論点説明に対する質問・回答（後日受付分）」で、「今後検討してまいります」などと回答した項目について、この10カ月間の検討状況を丁寧に説明してください。

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和8年5月29日 第12号
件 名	小日向台町小学校等建替えに係る見直しと今後の 小中学校建替えにおけるプール設置の長期ビジョン 策定を求める請願
請 願 者	文京区小日向3-12-9 梶野 秀一 外17名
紹介議員	依田 翼
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	文教委員会

請願理由

小日向台町小学校等の建替計画は現在、実施設計が進められています。10m の高さ制限のある第1種低層住居専用地域において、地下1階、地上3階で現在の床面積の2倍以上となる計画です。限られた敷地のなかで、大幅な面積を造るためには大規模な地下空間を設けなければ、まず困難と思われ現在のプランは適切のように思われています。

しかし、大きな体育館と小学校・児童館の調理スペース、そして幅8m弱の幅員をもつ地下への車路スペースを、全て地下に設けざるをえない。面積にして2300m²、すなわち23mの幅で100mの範囲を5m掘削して、8tダンプ2500台以上で運ぶことの異常性を再認識すべきだと思います。自校にプールを必ず併設しなければならないという固まった意識をまず見直すべきと考えます。

一方、今年2月にスポーツ庁から学校同士のプールシェアや公営・民営のプール利用を推奨する通知が出されています。都内では大田区、世田谷区、葛飾区、目黒区、都下では清瀬市、府中市など全国の多くの自治体の実証実験をはじめ、実施を具体化しています。本区においても今後、多数の小中学校の建替えやそれに伴うプールの建替も予定されているなかで、もう一度、原点に立ち返ってプールのあり方を検討する必要性は極めて高いと考えます。

プールを外部委託して建築計画から除外すれば、体育館や調理スペースは地下にしなくても計画は可能です。さらに無駄な車路も不要ですし、何といたっても体育館を1階にすれば児童の利用も促進され、かつ災害時にも地下5mにあるより、はるかに有効に運用できます。

さらに、他の都市の先行事例によれば、プールに係る長期的なコストも、自校での建替えと外部委託はほぼ同じという報告もあります。そして最も有効なことは、専門家による指導と管理に委ねることにより教師への負担軽減に直結する。近年、文京区においても緊急搬送のプール事故がありました。専門家が教えることによって子供達も泳ぐのが好きになったという報告もあります。(なお本区における小学校のプール使用状況は1学年5日以下です。また区内の公設の室内プールは2箇所あります)

プールや地下がなくなれば工期が短縮されるだけでなく、大幅なコスト削減につながります。ちなみに10億円以上の削減が期待されます。さらに掘削による振動、騒音の軽減や土砂搬出の2500台ダンプが必要なくなり、周辺への影響が大幅に低減されます。設計変更に係る費用増など問題になりません。見直しの時間も十分あります。付け加えるならば、同小周辺の区民もプールは不要という意見が根強くあります。仮にこのまま進められた場合、国の意向等社会的な趨勢に反すること、かつ工事費高騰が続く今日、大規模な地下工事により多額の工事費が支出されることによる損失に対し、行政、議会の責任が問われる可能性があると考えます。

請願事項

- 1 大規模な地下建設に伴う多額の公共財源の流出と地下掘削や多数のダンプ運行に伴う生活環境への影響は、行政、議会の責任が問われるものと考えます。そこで2026年の2月にスポーツ庁の通知（プールシェアの推奨等）を受けた際、実施設計に入った段階で、自校設置の優位性を裏付ける経済的比較検討と管理運営面の比較を事前に行わなかった根拠を明らかにしてください。
- 2 プールは多額の建設費と維持管理費がかかり、かつ安全管理の徹底が必須の施設です。一方、地球温暖化が続く今日、屋外プールの稼働が困難な状況にあります。そのため学校建設にあたっては、まず自校に建設する場合、複数でプールを共同利用する場合、

スポーツセンター等の公民のプールを活用する場合等について、それぞれ建設費、維持管理費、外部委託費等を算出し、その評価を広く区民に明らかにしてください。

- 3 小日向台町小学校等の建築計画においてプール無しの変更計画案を作成し、具体的な建設費や土砂掘削量、工事期間等を現況案と比較し、行政内部でその効果を把握し妥当性を明らかにしてください。個人的な検討では、プールを設けなければ地下を不要にすることは十分可能です。